

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	PD-2-12 改1
提出年月日	平成29年7月10日

東海第二発電所

津波による損傷の防止

(補足説明資料)

平成29年7月
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

第 5 条：津波による損傷の防止

目 次

- 1 有効応力解析に用いる解析コードの検証及び妥当性確認について
- 2 （旧）レーザー濃縮技術研究組合の許認可上の位置付け及び管理状況につ
いて

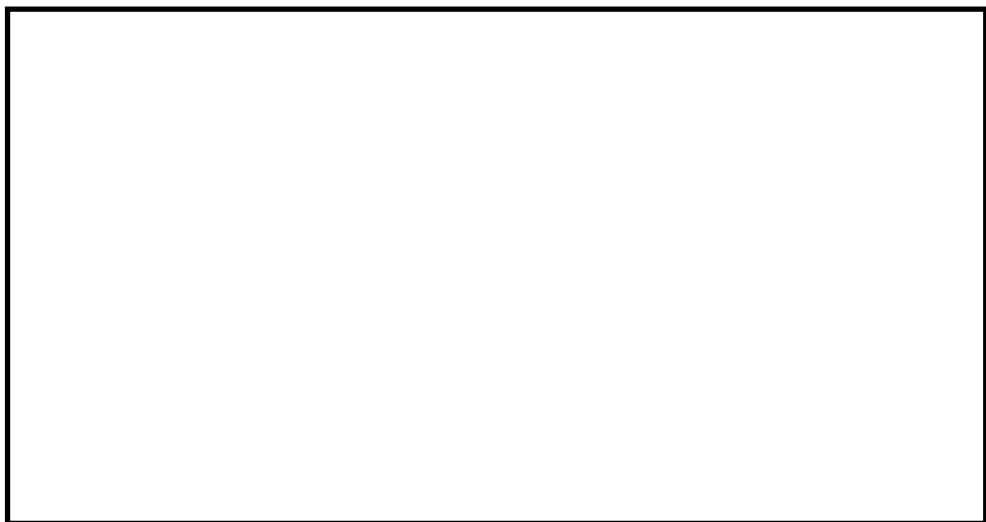
2 (旧)レーザー濃縮技術研究組合の許認可上の位置付け及び管理状況について

(1) (旧)レーザー濃縮技術研究組合の許認可上の位置付け

レーザー濃縮技術研究組合は、原子レーザー法ウラン濃縮に関する試験研究を目的として、平成元年4月に核燃料物質の使用の許可を受け、金属ウランを用いたウランの蒸気特性、レーザー光照射による電離回収特性などを評価するため試験を実施してきた。

平成14年3月に最後の試験を終了し、平成14年12月に核燃料物質の使用の変更の許可(平成14年10月25日核燃料物質使用変更許可申請)を受けて、平成15年4月より研究設備等の撤去工事を開始した。その後、平成17年1月13日に核燃料物質使用廃止届出書を届け出て、研究施設の使用を廃止した。

現在は、当社東海第二発電所が核燃料物質使用変更許可(平成16年11月5日変更申請)を受け、平成17年1月13日にレーザー濃縮技術研究組合より、ウラン廃棄物貯蔵建屋等及びウラン廃棄物の引き渡しを受け管理している。



(旧)レーザー濃縮技術研究組合の配置図

(2) ウラン廃棄物の防護措置上の位置づけ

ウラン廃棄物は、核原料物質、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律施行令第三条（防護対象特定核燃料物質）における「防護対象特定核燃料物質」に該当しないため、防護措置の対象外になっている。

また、ウラン廃棄物の貯蔵保管量は、同施行令四十一条（施設検査等を要する核燃料物質）で定める取扱量に満たないことから、施設検査、溶接検査、保安規定を要する核燃料物質に該当しない。

(3) 現状の管理状況

ウラン廃棄物の貯蔵保管中の管理として、廃棄物及び建屋等の巡視点検及び放射線管理測定（1回/週）、警備管理（常時）を実施している。

なお、これら作業は、旧レーザー濃縮技術研究組合の構成員である12者による「レーザー濃縮技術研究組合東海濃縮実験所の放射性廃棄物の貯蔵保管に関する契約書」（平成16年12月20日締結）に基づき、当社が代表して実施している。

現状の廃棄物保管状況



ドラム缶 2,912 本相当
機器類（金属・非金属）: 1,898 本相当
コンクリート類: 42 本相当
運転中廃棄物（研究開発分）: 972 本相当

核燃料物質	最大存在量
・劣化ウラン（未照射）(酸化ウラン，ウラン合金)	<input type="text"/>
・天然ウラン（未照射）(酸化ウラン，ウラン合金，ウラン鋼)	<input type="text"/>
・濃縮ウラン（～5wt%，未照射）(酸化ウラン，ウラン合金)	<input type="text"/>
・濃縮ウラン（5～15wt%，未照射）(酸化ウラン)	<input type="text"/>